

とちぎ発日常体験型農泊モデル構築事業実施要領

制 定 令和4(2022)年10月26日 農振第629号

第1 事業の目的

コロナ禍において田園回帰の動きが加速し、マイクロツーリズムやワーケーション等への新たなニーズが増加する中、本県農村地域における交流人口を拡大していくために長期滞在者向けの魅力ある農泊モデルの構築を目指していく必要がある。

このため、モデルとなる農泊プランの実現に必要な長期滞在者向けの魅力ある都市農村交流コンテンツの開発等の取組に対して支援を行っていく。

第2 事業の内容等

本事業は農村地域の日常の魅力を体験できる新たな長期滞在型農泊モデルを構築するための取組を補助対象とし、事業実施主体、補助率及び補助対象経費は別表のとおりとする。

第3 事業実施の手続

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本事業を実施しようとするときは、事業実施計画承認申請書（様式1）により知事に申請し、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の承認

知事は、1により提出された事業実施計画書（様式2）が、第1の事業の目的及び第2の事業の内容等に合致し、かつ事業計画を確実に達成できると認められる場合、様式3によりこれを承認するとともに、様式4により関係する農業振興事務所長に通知する。

3 事業実施計画の変更

事業実施主体は、次に該当する変更が生じる場合には、1に準じて事業実施計画の変更を申請し、知事の承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 総事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 前各号に掲げるもののほか、知事が重要と認める変更

第4 事業の完了報告

事業実施主体は、事業が完了した場合、様式2により事業の実施状況を知事に報告するものとする。

第5 事業の推進体制

事業実施主体は、事業を適正に実施するため、必要な推進体制を整備する。

第6 助成

知事は、予算の範囲内において、事業実施主体に対し、本事業に要する経費について別に定める当該事業に係る補助金交付要領により助成するものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要領は、令和4（2022）年10月26日から実施する。
- 2 この要領は、令和7（2025）年3月31日をもって、その効力を失う。